

R7.10 月就労選択支援サービスの開始について

1 制度の概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。

2 制度の目的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供すること。

3 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年 10 月から原則利用 ^(※)	希望に応じて利用
	・50 歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

※次の場合は従来どおり就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用が可能。

- ① 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合。
- ② 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

4 支援内容

- ① 作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）

- ・短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理、アセスメントを実施。

② 多機関連携によるケース会議

- ・アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施。

③ アセスメント結果の作成

④ 事業者等との連絡調整

- ・アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施するとともに、地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

5 実施主体

● 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター等

※ 過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績があることが要件。

6 支援員の人員配置・要件

● 利用者15人に対して1人以上の支援員の配置が必要

● 就労選択支援員養成研修^(※)の修了が必要

※令和9年度末までに当該研修を修了することを条件に、令和9年度末までは、基礎的研修又はそれと同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす経過措置あり。

7 支給決定期間

原則1か月。必要に応じて2か月まで延長可能。

8 報酬算定について

● 1日あたり1,210単位。

※正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6か月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が8割を超えている場合には、200単位を減算（特定事業所集中減算）。

9 本市の状況

● 6月に障害福祉サービス等事業者向けに説明会を実施。

● 8月に特別支援学校高等部向けに説明会を実施。

● 現時点で4事業者から指定申請の受付をした。